

大分県物品等電子入札システム運用基準

令和3年4月改正

大分県会計管理局用度管財課

第1	総則	1
1-1	趣旨	1
1-2	用語の定義	1
1-3	適用の範囲	2
1-4	紙による入札書等の取扱い	2
第2	ID・パスワードについて	2
2-1	ID・パスワードの交付（再交付）	2
2-2	ID・パスワードの管理	2
2-3	ID・パスワードの不正使用	3
第3	電子入札等の運用について	3
3-1	電子入札等対象案件の明示	3
3-2	電子入札システムの運用時間	3
3-3	電子入札等の期限の設定	3
3-4	開札日時及びその他の期限	4
3-5	入札公告の内容等に錯誤があった場合の取扱い	4
第4	入札等参加者の関係書類の提出	4
4-1	添付書類の取扱い	4
4-2	電子ファイルの作成基準	5
4-3	コンピュータウイルスが検出された場合の取扱い	5
第5	一般競争入札	5
5-1	入札参加申請手続	5
5-2	入札金額の入力方法	5
5-3	入札金額登録時の留意点	6
第6	電子入札案件に紙入札での参加を認める基準	6
6-1	紙入札での参加を認める基準	6
6-2	紙入札を認める場合の手続き	6
6-3	紙入札による提出期限	6
第7	入札金額登録後の辞退等	6
第8	予定価格調書の作成	6

第9	開札	7
9-1	開札の時間及び手続	7
9-2	開札時の立ち会い	7
9-3	同価入札があった場合の取扱い	7
9-4	再入札の場合の取扱い	7
9-5	開札が長引いた場合	7
9-6	開札の延期	8
9-7	開札の中止	8
第10	指名競争入札	8
10-1	指名競争入札における業者の指名手続	8
10-2	指名競争入札の辞退手続	8
10-3	指名競争入札における手続の準用	8
第11	随意契約（見積合せ）	8
11-1	対象となる随意契約	8
11-2	随意契約（見積合せ）における手続の準用	8
第12	雑則	9
12-1	入札等参加者側にシステム障害が発生した場合	9
12-2	契約担当者側のシステム障害の場合	9
附則		9

第1 総則

1-1 趣旨

大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）は、大分県と入札及び見積合せに参加しようとする者（以下「入札等参加者」という。）がコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用した「大分県物品等電子入札システム」（以下「電子入札システム」という。）で行う入札及び見積合せ手続（以下「電子入札等」という。）について、円滑かつ適切に運用できるよう取扱いを定めるものである。

なお、この運用基準に定める事項以外については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）、入札公告又はその他入札・見積条件を示した書面に定めるところによるものとする。

1-2 用語の定義

この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本庁等

大分県会計規則（昭和49年大分県規則第10号）第2条第1号に定める機関のうち、警察本部及び教育庁を除いた機関をいう。

(2) かい

大分県会計規則第2条第2号に定める機関のうち、警察本部及び教育庁管轄下の機関を除いた機関をいう。

(3) 契約担当者

大分県契約事務規則第2条第1項第1号に定める者で、電子入札システムを使用し当該電子入札等の事務を担当する職員をいう。

(4) 入札等

一般競争入札、指名競争入札及び見積合せ手続をいう。

(5) 入札書等

電子入札システムに電子的に登録された入札金額及び見積金額並びに紙で提出された入札書をいう。

(6) 入札等参加者

入札書を提出した事業者及び県の指名を受け見積書を提出した事業者をいう。

(7) 紙入札

電子入札システムで実施する入札を、大分県の承認を得て紙で提出することをいう。

(8) 認証番号

契約担当者が入札等参加申請を審査のうえ電子メールにより送付する入札参加通知、指名競争入札執行通知又は見積依頼通知に記載されている識別符号をいう。

(9) ID

電子入札システムにログインする際に使用するシステム利用者ごとに付与した識別符号をいう。

(10) パスワード

電子入札システムにログインする際に使用する、利用者であることを証明する識別符号をいう。

1-3 適用の範囲

この運用基準は、1-2に定める本庁等及びかいが行う物品の調達、借り受け又は役務の調達（以下「物品等の調達」という。）に適用する。ただし、土木建築部が定める大分県電子入札運用基準の適用を受ける入札等を実施する場合又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号に規定する随意契約のうち一者から見積書を徴する場合は、原則としてこの運用基準の対象外とする。

1-4 紙による入札書等の取扱い

この運用の適用を受ける入札等では、紙による入札書等の提出は原則として認めないものとする。

第2 ID・パスワードについて

2-1 ID・パスワードの交付（再交付）

- (1) 電子入札システムを利用する者は、大分県物品等電子入札システム利用申請書（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、大分県会計管理局用度管財課（以下「用度管財課」という。）に提出しID・パスワードの交付を受けるものとする。また、交付済みのID・パスワードを忘失した場合の再交付申請も同様とする。
- (2) 申請者に付与されるID及び初期パスワードは、ID・パスワード交付通知書（様式第2号）により交付する。
- (3) 前号の申請内容に変更がある場合は、大分県物品等電子入札システム利用登録内容変更届（様式第3号）を提出するものとする。なお、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者が、その資格審査手続きの告示に規定する変更届を行った場合は、この運用基準による変更届の提出は不要とする。
- (4) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格の申請時に、電子入札システムの利用申請の同意があった場合は（1）に規定する申請があったものとみなす。

2-2 ID・パスワードの管理

- (1) ID・パスワードの交付を受けた者は、ID・パスワードの漏洩その他の事故を予防するために必要な措置を講じなければならない。
- (2) ID・パスワードの交付を受けた者は、ID・パスワードの漏洩等によりID・パスワードを不正に使用されるおそれが生じた時は、直ちに用度管財課長へ連絡するものとし、用度管財課長は当該ID・パスワードの変更その他適切な措置を講じなければならない。

2-3 ID・パスワードの不正使用

入札等参加者がID・パスワードを次の方法により不正に使用した場合は、当該入札等は無効とする。また、不正に使用した者が当該入札等案件の落札者である場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとし、契約締結後に不正使用が判明した場合には、契約を解除することができるものとする。

- (1) 他人のID・パスワードを不正に取得し、名義人になりすまして電子入札等に参加した場合
- (2) その他不正の目的を持ってID・パスワードを使用した場合

第3 電子入札等の運用について

3-1 電子入札等対象案件の明示

電子入札等対象案件の入札公告を行う際には、電子入札等対象案件である旨を入札公告に明示するものとする。

3-2 電子入札システムの運用時間

午前7時から翌午前3時までとする

3-3 電子入札等の期限の設定

契約担当者は次の期限について入札公告又は指名通知書（見積合せの場合は仕様書等）に記載するとともに、同内容を電子入札システムに設定するものとする。なお、指名競争入札及び見積合せを実施する場合は（1）及び（3）の設定はない。

- (1) 入札公告開始日時
電子入札システムで当該入札公告が公開される日時をいい、この日時以後に当該入札の参加申し込みが可能となる。
- (2) 納期限
当該入札等における納品物等の納期限又は契約履行期限の末日をいう。
- (3) 入札参加申込期限
電子入札システムでの参加申し込みの登録期限をいい、この期限までに電子入札システムで参加申込登録を行わなかった者は当該一般競争入札に参加することができない。なお、契約担当者は入札参加者が入札金額の登録を行うために必要な期間を考慮し期限の設定を行うこと。
- (4) 入札金額登録期限
電子入札システムでの入札等の金額の登録期限をいい、この期限までに電子入札システムで金額の登録を行わなかった者は当該入札等を辞退したものとみなす。

3－4 開札日時及びその他の期限

電子入札システムに登録されない次の期限等については、入札公告又は指名通知書（見積合せの場合は仕様書等）に記載するものとする。

(1) 開札の予定日時

入札書等の登録締切日時の翌日を標準とする。ただし、特段の事情がある場合は、これによらないことができるものとする。

(2) その他の期間・日時

入札参加資格の審査に際し、事前提出が必要な書類がある場合は、入札参加者が入札金額の登録を行う期間を確保できるよう努めなければならない。その他の期限等についても同様とする。

3－5 入札公告の内容等に錯誤があった場合の取扱い

入札公告の内容等に錯誤があり、電子入札システムに登録している情報を変更する場合又は当該電子入札等を中止する場合は、電子入札システム、電子メール、電話及びFAX等の方法により、当該入札に参加申請を行っている事業者又は指名競争入札等で県が指名した事業者に通知するものとする。

第4 入札等参加者の関係書類の提出

4－1 添付書類の取扱い

入札手続において必要な添付書類がある場合は、原則として電子入札システムを利用して電子ファイルにより提出するものとする。ただし、次に掲げる場合には、媒体提出届（様式第4号）とともに郵送又は持参して提出しなければならない。

(1) 電子ファイルのサイズが1ファイル3メガバイトを超えるもの。

(2) 電子ファイルが次の4－2（1）に記載されたファイル形式以外のもの。

(3) 契約担当者が郵送又は持参による提出を求める場合。

4-2 電子ファイルの作成基準

契約担当者及び入札等参加者が添付書類として作成する電子ファイルの形式等については、次のとおりとする。なお、ファイルにはパスワード及びマクロを設定してはならない。

(1) 契約担当者が作成する添付書類のファイル形式

番号	アプリケーションソフト	ファイル形式 (拡張子)
1	MicrosoftExcel	Excel 97-2003 (xls) Excel ブック (xlsx)
2	MicrosoftWord	Word 97-2004 (doc) Word 文書 (docx)
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (バージョン 1.4 以降を推奨) 画像ファイル (GIF/PNG/JPG) テキストファイル (TXT/CSV)

(2) 入札等参加者が添付書類として提出する電子ファイルは (1) の表のとおりとする。ただし、契約担当者がこれによらず別にファイル形式を指定した場合には、媒体提出届 (様式第 4 号) とともに郵送又は持参すること。

4-3 コンピュータウイルスが検出された場合の取扱い

契約担当者は入札等参加者から提出された電子ファイルにコンピュータウイルスが含まれていることが判明した場合、直ちに当該電子ファイルの参照等中止するとともに、用度管財課及び情報政策課へ報告すること。また、提出された電子ファイルにコンピュータウイルスが含まれていたことを当該入札参加者に電話等で連絡し、コンピュータウイルス対策ソフト等で安全性を確認した電子ファイルの再提出方法について別途指示を行うこと。

第 5 一般競争入札

5-1 入札参加申請手続

- (1) 一般競争入札案件における入札参加申請の登録は、入札公告の日から契約担当者が指定した期限までとする。
- (2) 契約担当者は、入札参加申請の登録があった場合、当該入札に参加できる者であるかを審査し、その結果を電子入札システムにより入札参加申請者あて通知する。

5-2 入札金額の入力方法

入札参加者が入札金額を電子入札システムに入力する場合は、以下の手順により行うものとする。

- (1) 電子入札システムのログイン画面において入札参加者個々に付与された ID・パスワードを入力することによりログインする。
- (2) 入札・見積金額の入力画面において、入札参加承認の通知メールに記載された認証番号を入力する。なお、認証番号は原則再発行しないこととする。
- (3) 入札金額を入力し、登録ボタンを押下する。

5－3 入札金額登録時の留意点

入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札金額の登録を行うよう努めるものとする。

- (1) 入札金額の入力は正確に行い、入札金額登録画面において入力内容の確認を行った後に入札金額を登録すること。
- (2) 入札金額登録期限までに入札金額の登録が完了するよう余裕を持って処理を行うこと。
- (3) 事業者メニュー画面において、入札金額が正常に登録され、開札待ち状態になっていることを確認すること。

第6 電子入札案件に紙入札での参加を認める基準

6－1 紙入札での参加を認める基準

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される案件において、入札等に参加を希望する事業者が、外国法人等の理由で物理的に電子入札システムの利用者登録が困難と認められる場合。

6－2 紙入札を認める場合の手続き

6－1に該当する者にあつては、紙入札参加届出書（様式第5号）を契約担当者あて提出し、その承認を得るものとする。

6－3 紙入札による提出期限

紙入札による場合の入札参加に必要な関係書類の提出期限は、電子入札の提出期限と同じとし、その期限までに契約担当者に提出するものとする。また入札書は、契約担当者が指定した場所及び期限までに持参または郵送により提出するものとする。なお、いったん提出された入札書は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めないものとする。

第7 入札金額登録後の辞退等

入札金額登録後、入札の辞退は認めないものとする。また、いったん入力された入札金額は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めないものとする。なお、正当な理由がなく落札者が契約を締結しない場合には、用度管財課及び情報政策課が別途定めるところにより指名停止措置を講じることがある。

第8 予定価格調書の作成

契約担当者は、開札前までにあらかじめ紙で大分県契約事務規則第22条に規定する予定価格調書を作成しなければならない。

第9 開札

9-1 開札の時間及び手続

- (1) 開札は、契約担当者が、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとする。
- (2) 原則として、契約担当者は、開札予定日時後、開札前に第8で作成した予定価格調書を開封し、調書に記載された予定価格を電子入札システムへ入力するものとする。なお、紙入札等をした入札等参加者がいる場合は、入札執行者の開札宣言後に紙の入札書等を開封し、契約担当者が入札金額を電子入札システムに登録するものとする。

9-2 開札時の立ち会い

- (1) 入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができるものとする。なお、代理人が立ち会う場合は、委任状を持参するものとする。
- (2) 紙入札による入札参加者のうち開札の立ち会いを希望しない者がいる場合には、当該入札に直接関係のない職員を立ち合わせるものとする。

9-3 同価入札があった場合の取扱い

落札となるべき金額を入札した者が複数あった場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

9-4 再入札の場合の取扱い

- (1) 1回目の入札執行により落札者が決定せず、再入札を行う場合、再入札の期限を、原則として1回目の開札が行われた翌日（翌日が閉庁日の場合は翌開庁日）の同時刻を標準として設定し、契約担当者は設定された期限経過後、速やかに2回目の開札を執行するものとする。ただし、再入札の参加対象者の全員が当日の再入札に参加可能であることが事前に確認できている場合はこの限りでない。
- (2) 契約担当者は、第1回目の開札当日に再入札を実施する予定のある案件については、あらかじめその旨を入札公告等に明示し、入札参加者へ通知するものとする。再入札の実施については、契約担当者は入札書を提出し、無効・失格に該当しなかった入札参加者に、入札結果と併せて通知するものとする。
- (3) 再入札に紙入札が含まれる場合、入札参加者は契約担当者が指定した日時・場所に入札書を提出するものとする。なお、紙入札で再入札を認める基準は6-1を準用するものとする。

9-5 開札が長引いた場合

開札予定日時から落札者が決定した旨を通知するメールの発信まで著しく遅延する場合（1時間程度を目安とする）は、必要に応じて電子入札システムその他適当な手段により、入札参加者全員に処理状況の情報提供を行うものとする。

9－6 開札の延期

開札を延期する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該入札参加者全員に、開札を延期する旨及び変更後の開札予定日時を通知するものとする。

9－7 開札の中止

開札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知するものとする。また、紙で提出された入札書は開封しないものとする。

第10 指名競争入札

10－1 指名競争入札における業者の指名手続

指名競争入札を行う場合は、指名通知書を作成し当該指名事業者へ送付すること。なお、指名通知書の送付方法については当該通知書の内容を記載した電子ファイルを電子入札システムに添付し、指名事業者へ通知しても差し支えない。

10－2 指名競争入札の辞退手続

指名通知を受けた業者が当該入札の参加を辞退する場合は、電子入札システムの入札・見積金額の入力画面から辞退登録を行うものとする。なお、入札金額登録期限までに金額の登録を行わなかった場合についても、当該入札について辞退したものとみなす。

10－3 指名競争入札における手続の準用

指名競争入札における電子入札システムの手続については、5－2から9－7の規定を準用する。

第11 随意契約（見積合せ）

11－1 対象となる随意契約

電子入札システムの対象となる随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当し二者以上から見積書を徴するものとする。

11－2 随意契約（見積合せ）における手続の準用

随意契約における電子入札システムの手続については、5－2から9－2及び9－5の規定を準用する。

第 1 2 雑則

1 2 - 1 入札等参加者側にシステム障害が発生した場合

天災、地変、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により入札等に参加を希望する事業者のうち複数の者が電子入札システムによる入札・開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込みを調査検討のうえ、入札・開札業務の延期またはその入札等案件の発注を中止するなどの措置を講じるものとする。その際は、必要な事項を電子入札システム、電子メール、電話若しくはFAX等により入札等参加者あてに連絡するものとする。

1 2 - 2 契約担当者側のシステム障害の場合

契約担当者の電子入札システム用サーバ、ネットワーク等に障害が発生し、入札・開札業務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入札・開札業務の延期またはその入札等案件の発注を中止するなどの措置を講じるものとする。この場合、電子入札システム以外の方法（電子メール、電話、FAX等）により入札等参加者に必要な事項を連絡するものとする。

附則

- 1 この基準は、平成30年1月9日から施行する。
- 2 この基準は、令和2年7月1日から施行する。
- 3 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

大分県物品等電子入札システム利用申請書

大分県知事

殿

年 月 日

申請者 郵便番号：〒 —
所在地：
商号・名称：
役職名：
代表者又は受任者：

電話番号：
F A X：

大分県物品等電子入札システムを利用したいので、ID・パスワードの交付（再交付）を申請します。

- 1 システム利用申請について 新規申請 再交付申請
- 2 大分県の入札参加資格について 資格有り 資格なし
(入札参加資格を有している場合に該当する資格をチェックしてください。)
物品等の製造、買入等（用度管財課） 県庁舎等維持管理業務（用度管財課）
情報システム開発業務（情報政策課） 公共工事・コンサル等（土木建築企画課）
- 3 利用権限等の委任について 委任する 委任しない（入札参加資格者は記入不要）
支店長、営業所長名等で契約書等を作成する場合のみ委任事項について記載してください。

私は、次の者を代理人と定め、次の権限を委任します。	
〔代理人〕	
郵便番号	〒 —
所在地	
商号又は名称	
役職及び氏名	
電話番号	F A X
〔委任事項〕	
1 大分県物品等電子入札システムへの見積り金額の登録	
2 大分県物品等電子入札システムのログインID・パスワードの管理	
3 大分県物品等電子入札システムへのメールアドレスの登録	
4 その他上記に付帯する事項	

- 4 代金等振込先口座について

金融機関名		支店名	
金融機関コード		支店コード	
口座種別		口座番号	
口座名義カナ			

(注意事項)

- ・申請書提出の際は、切手を貼った返信用封筒を同封のうえ提出してください。
- ・返信先住所は申請者所在地又は代理人所在地としてください。
- ・入札参加資格者が申請を行う場合で、入札等に関する権限について委任状を提出している場合は、その受任者が申請を行ってください。
- ・入札参加資格がない事業者は、代表者が申請を行ってください。この場合、見積金額の登録等の権限を支店長等に委任する場合は「3利用権限等の委任について」を記入してください。
- ・ID・パスワードの再交付申請の場合、「4代金等振込先口座について」は記入不要です。

(様式第2号)

用 管 第 号
年 月 日

殿

大分県会計管理局用度管財課長

I D ・ パスワード交付通知書

標記のことについて、「大分県物品等電子入札システム利用申請書」の提出がありましたので、下記のとおりシステム利用の際に必要な I D と初期パスワードを交付します。

記

- 1 I D
- 2 初期パスワード

(注意)

当通知書により通知された初期パスワードについては、機密性を向上させるために早急に任意のパスワードへ変更することを推奨します。

(様式第3号)

大分県物品等電子入札システム利用登録内容変更届

大分県知事

殿

年 月 日

申請者 郵便番号：〒 —
所在地：
商号・名称：
役職名：
代表者：

電話番号：
F A X：

大分県物品等電子入札システムの登録内容を変更したいので届出ます。

1 変更内容について

変更事項	変更年月日	変更前	変更後

- 注) 1 代表者（代理人）の変更の場合は氏名にフリガナを併記してください。
2 所在地等の変更の場合は郵便番号・電話番号・FAX番号を記載してください。

2 システム利用権限等の委任について

私は、次の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

[代理人]

郵便番号 〒 —

所在地

商号又は名称

役職及び氏名

電話番号

F A X

[委任事項]

- 1 大分県物品等電子入札システムへの見積り金額の登録
- 2 大分県物品等電子入札システムのログインID・パスワードの管理
- 3 大分県物品等電子入札システムへのメールアドレスの登録
- 4 その他上記に付帯する事項

(注意事項)

- ・物品等の調達、県庁舎の維持管理及び情報システム開発の入札参加資格を有している事業者は、この変更届を提出する必要はありません。
- ・見積金額の登録等の権限を支店長等に委任する場合は「2利用権限等の委任について」を記入してください。

媒体提出届

年 月 日

契約担当者

殿

(提出者)

郵便番号 〒 —

所在地

商号又は名称

代表者役職名
及び代表者氏名

電話番号

下記案件の資料を（媒体名）で提出します。

記

1 案件名称

2 提出方法及び書類名

(1) 提出方法

(2) 提出書類名

(注)

- 1 媒体名には、紙媒体、または電子媒体のうち CD-R、DVD-R、USB の中から該当する媒体名を記入してください。
- 2 提出方法は、郵送、持参等の別を記載してください。

※入札金額の登録を物品等電子入札システムで行う場合は、指定された期日までに別途物品等電子入札システムで入札参加申請の手続きを行ってください。
(手続きを行っていない場合は、物品等電子入札システムで入札金額の登録ができません。)

紙入札参加届出書

年 月 日

契約担当者

殿

(提出者)

郵便番号 〒

所在地

商号又は名称

代表者役職名
及び代表者氏名

電話番号

下記案件について、大分県物品等電子入札システムによる入札に参加できないため、紙入札による参加の届出書を提出します。

記

- 1 案件名称
- 2 物品等電子入札システムによる参加ができない理由